

(記載要領)

<b>個別事項</b>	
法人の名称	法人名は、短縮したり略字を使用することなく、法人の正式名称を記載する。
<b>1 経営面積</b>	法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地又は採草放牧地の面積を市町村別に記載する。
<b>2 事業の状況（農地法第2条第3項第1号関係）</b>	
(1) 事業の種類	「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つを記載する。 「関連事業等」とは、次の事業等をいう。 1 耕作又は養蓄の事業に関連する次に掲げる事業 (1) 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工 (2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 (3) 農業生産に必要な資材の製造 (4) 農作業の受託 (5) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備促進に関する法律第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供 2 農業と併せて行う林業 3 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業
(2) 売上高	「売上高」には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の報告書提出前3事業年度分をそれぞれ記載する。 「農業」欄の「売上高」には、法人の行う耕作又は養蓄の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記載する。
<b>3 構成員全ての状況（農地法第2条第3項第2号関係）</b>	
	「構成員」とは、農事組合法人にあつては組合員、株式会社にあつては株主、持分会社にあつては社員が該当する。 (1) 構成員のうち農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等）の状況 構成員については、当該事業年度末現在のすべての構成員について記載する。 「議決権」欄には、その構成員の有する議決権の数を記載する。 「農地等の提供面積」欄には、農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、その構成員が農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に使用貸借権又は賃借権を設定している農地のうち、当該農地中間管理機構又は当該農地利用集積円滑化団体が当該法人に使用貸借権又は賃借権を設定している農地等の面積を記載する。 「農業への年間従事日数」欄には、その法人が農業（関連事業等も含む）を行った日数のうちその者が当該事業に参画・関与した日数を記載する（原則年間150日以上）。 なお、農業従事日数には、労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれている場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載する。 複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記載する。 「法人への基幹的な農作業の委託」欄には、法人へ基幹的な農作業（水稻にあつては耕起・代かき、田植え及び稲刈り・脱穀の基幹3作業、麦又は大豆にあつては耕起・整地、播種及び収穫、その他の作物にあつては水稻及び麦又は大豆に準じた農作業）のすべてを委託している

	<p>構成員に「○」を記載する。</p> <p>なお、法人に農地等の権利を提供しておらず、また、法人の農業にも従事していない構成員が、基幹的な農作業のすべてではなく、一部の農作業のみ法人へ委託している場合には、当該構成員について3(1)に記載せず、3(2)の「農業関係者以外の者(1)以外の者」の状況に記載する。</p>
	<p>「その法人の行う農業に必要な年間総労働日数」欄には、その法人の構成員が農業(関連事業等も含む)に参画・関与した日数の合計を記載する。</p> <p>なお、農業には、労務管理や市場開拓等も含まれる。</p>
	<p>(2) 農業関係者以外の者(1)以外の者の状況</p>
	<p>法人の構成員の内、農業関係者以外の構成員(株式会社は株主、合同会社・合名会社・合資会社は社員)を記載する。</p>
	<p>※法人に農地等の権利を提供しておらず、また、法人の農業にも従事していない構成員</p>
	<p>「議決権」欄には、その構成員の有する議決権の数を記載する。</p>
	<p>農業関係者等以外の者に法人がいる場合、その業種を次のいずれかから1つを選択し、備考欄へ記載する。</p> <p>①食品製造・販売業    ②食品卸売業    ③食品小売業    ④サービス業(飲食)</p> <p>⑤輸送業    ⑥観光業    ⑦農業生産資材の製造・販売業    ⑧農業用機械の製造・販売業</p> <p>⑨農畜産業    ⑩その他    ※①～⑨のいずれにも該当しない場合</p>
	<p><b>4 理事及び重要使用人の状況(農地法第2条第3項第3号及び第4号関係)</b></p>
	<p>「理事等」とは、農事組合法人では理事、株式会社では取締役、持分会社では業務を執行する社員が該当する。</p> <p>「重要使用人」とは、法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人をいう。</p>
	<p>(1) 理事等の農業(労務管理や市場開拓等も含む)・農作業への従事状況</p>
	<p>「住所」欄には、業務執行役員が生活の本拠としている場所を記載する。</p>
	<p>「構成員」欄には、当該理事等がその法人の構成員である場合に「○」を記載する。</p>
	<p>「年間農業従事日数」欄には、その法人が農業(関連事業等も含む)を行った日数のうちその者が当該事業に参画・関与した日数を記載する(原則年間150日以上)。</p>
	<p>なお、農業従事日数には、労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。</p>
	<p>「うち農作業従事日数」欄には、「年間農業従事日数」の内数として、理事等業務執行役員が行った耕うん、整地、播種、施肥、病虫害防除、刈取り、水の管理、給餌、敷わらの取換え等耕作又は養蓄の事業に直接必要な作業に従事した日数を記載する(原則60日以上)。</p>
	<p>(2) 法人の行う農業に関する権限及び責任を有する使用人のうち農作業に従事する者</p>
	<p>(2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則60日)以上従事する者がいない場合にのみ記載する。</p>
	<p><b>5 その他参考となるべき事項</b></p>
	<p>例えば、次のような事項を記載する。</p> <p>(1) 法人が従たる事務所(支店、支所、分場等)において農地等の権利を取得し耕作又は養蓄の事業を行っている場合には、その住所及び電話番号並びに責任者氏名、従たる事務所(支店、支所、分場等)における事業の状況及び農業従事者の状況等。</p> <p>(2) 法人の事業内容の変更、法人形態の変更等、法人経営上重大な変更があった場合には、その旨。</p>